

教育委員会事業評価表

(評価対象 令和 元 年度)

○事業名及び予算額等

1 事業名	佐久島高校生修学支援事業					
2 担当課名	教育庶務課	担当者名	牧野真依	内線	4110	
3 予算科目	会計	一般会計	款	10	教育費	
	大事業	5	佐久島高校生修学支援事業	項	1	教育総務費
	中事業	0		目	2	事務局費
4 事業費 (当該事業に関する部分のみ)	予算額	905,000円		決算額	780,676円	
	主な支出 (科目、金額)	補助金	780,676円			

○事業の内容

5 事業の概要 (誰のために何を行うか)	<p>佐久島には高等学校等が設置されていない。本土の生徒と比較して、佐久島の生徒が高等学校へ通うために、通学費や下宿代などの居住費の費用負担が発生する。そのため、佐久島から通う生徒の保護者の負担を軽減するため、通学費(渡船代)や下宿代などの入居費を市が補助する事業である。</p> <p>対象者：高校生をもつ、佐久島に住所を有する保護者 補助額：通学費の場合は、渡船定期券の額に1,000分の425を乗じた額。居住費の場合は、下宿又はアパート等の入居費1か月あたり1万円を上限とした額。</p>
6 事業の目的、効果	<ul style="list-style-type: none"> 教育の機会均等の原則を確保、安心して子育てをすることができるまちの実現に寄与できるものとする。

○事業の状況

7 事業を取巻く環境の今後の変化予測	<ul style="list-style-type: none"> 国もへき地に対して様々な支援をしており、市が補助した1/2の額の補助を受けることができる。 令和元年度に実施された西尾市補助金等検討委員会にて、「佐久島からの高校への通学費の補助は必要と考える。」との意見が出ている。 	
8 今後の事業の方向性	方向性	左の「方向性」を選択した理由
	①拡大	渡船定期代は、年額215,140円で、市の補助を受けても123,706円の費用負担が発生する。少しでも保護者負担を減らし、安心して子育てをすることができるまちを実現するため、通学費補助の引き上げを実施したい。また、通学費補助の引き上げは、島から通う高校生を増やし、渡船の利用及び島の定住の促進にも繋がるものとする。
9 事業の問題点	島の人口減少が進んでおり、対象者が少ない。	

教育委員会事業評価表

(評価対象 令和 元 年度)

○事業名及び予算額等

1 事業名	小中学校児童生徒就学援助事業				
2 担当課名	学校教育課	担当者名	小林 直文	内線	4208
3 予算科目	会計	一般会計		款	10 教育費
	大事業	1 2	小学校児童就学援助事業 中学校生徒就学援助事業	項	2 小学校費 3 中学校費
	中事業	0		目	2 教育振興費
4 事業費 (当該事業に関する部分のみ)	予算額	89,223,000円		決算額	88,854,556円
	主な支出 (科目、金額)	20扶助費	88,854,556円		

○事業の内容

5 事業の概要 (誰のために何を行うか)	<p>就学援助制度とは、学校教育法（第19条）で経済的理由による就学困難児童生徒に対する市町村の援助義務が規定されていることから、市が小中学校児童生徒の保護者のうち、要保護者（生活保護法第6条第2項で規定する保護を必要とする状態にある者）及び準要保護者（市教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）を認定して、小中学校にかかる費用(学用品、学校給食費等)について援助を行っている制度です。なお、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施しています。</p>
6 事業の目的、効果	<p>本事業の目的は、家庭の経済的理由に左右されずに児童生徒が義務教育を等しく受けることができる環境を整えることです。このため、西尾市では「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」や「学校給食法」等に基づき、学用品費等・校外活動費・体育実技用具費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・通学費・医療費・学校給食費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費の11費目の援助を行っています。令和元年度の認定者数は、要保護者23人、準要保護者1,095人で、就学援助率は7.4%です。</p>

○事業の状況

7 事業を取巻く環境の今後の変化予測	<p>扶助費である就学援助費は、予算規模で毎年1割程度の増加傾向になっています。なお、本年度のコロナ禍の影響から現時点で前年度対比約1割増の認定者数になっています。本市では外国人児童生徒数も多いことから、今後のコロナ禍による生活困窮相談は増えてくると予測しています。</p> <p>●認定者数 平29：1,033人 ➡ 平30：1,075人 ➡ 令元：1,118人 ➡ 令2：1,100人 (平29～令元：3/1認定者数、令2：7/1現在認定者数)</p>	
8 今後の事業の方向性	方向性	左の「方向性」を選択した理由
	②現状維持	<p>コロナ禍による生活困窮家庭の増加が予測される中、就学義務のない外国人児童生徒は、家庭の経済的理由から不就学になることも危惧されています。このため、西三河管内においても上位の援助水準である本市の就学援助制度の保護者への周知と事業継続により、義務教育の機会均等を維持していきます。</p>
9 事業の問題点	<p>就学援助制度認定者の約9割を占める準要保護者に対する支給予算は、平成17年度から国の補助制度が廃止されたため、今後の申請者の増加が市の一般財源の負担に直結します。また、多国籍化する外国人家庭に対する対応も求められています。</p>	

教育委員会事業評価表

(評価対象 令和 元 年度)

○事業名及び予算額等

1 事業名	放課後子ども教室推進事業					
2 担当課名	生涯学習課	担当者名	吉永裕二	内線	55-3515	
3 予算科目	会計	一般会計	款	10	教育費	
	大事業	2	家庭教育事業	項	5	社会教育費
	中事業	0		目	3	生涯学習費
4 事業費 (当該事業に関する部分のみ)	予算額	6,202,000円		決算額	5,923,400円	
	主な支出 (科目、金額)	謝礼	5,118,400円			
		委託料	805,000円			

○事業の内容

5 事業の概要 (誰のために何を行うか)	<p>対象者：西尾市在住の小学1年生から3年生 概要：市内に12教室、ふれあいセンターや寺院、個人宅などを会場に火曜日から金曜日の放課後に、週2日15時から17時まで放課後子ども教室（寺子屋にしお）を開設。 内容は、指導員のもと、宿題などの自主学習や読み聞かせ、工作や科学実験、自由遊びなどを実施。</p>
6 事業の目的、効果	<p>目的：子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが学習や様々な体験・交流活動等に取り組む機会を提供することにより、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育てる。また、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。</p>

○事業の状況

7 事業を取巻く環境の今後の変化予測	<p>令和2年度に寺子屋三和の指導者が高齢などを理由に閉鎖し、11教室となっている。 今年度から国の補助要綱改正に伴い、地域と連携して学校運営を行う学校運営協議会制度の導入が補助要件となる。そのため、国・県の補助（国1/3、県1/3）を受けることができなくなり、市単独事業となった。現時点では、本市においては、地域と連携した学校運営を行っており、地域が学校人事にまで関与することが可能な同制度の導入は時期尚早と考えている。</p>	
8 今後の事業の方向性	方向性	左の「方向性」を選択した理由
	①拡大	1か所でも多く、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていく。
9 事業の問題点	<p>指導員の高齢化に対応すべく、新しい指導員の確保が問題となっている。 新規に開設する場合は、小学校低学年児童を対象としているため、会場を小学校から子ども達だけで安全に移動できる範囲に設定する必要がある。 国は、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領に基づき、放課後児童クラブとの一体化や連携を求めているが、本市の児童クラブ会場と放課後子ども教室会場が離れているため難しい。</p>	

教育委員会事業評価表

(評価対象 令和 元 年度)

○事業名及び予算額等

1 事業名	体育施設整備事業（総合体育館空調設備改修工事）					
2 担当課名	スポーツ課	担当者名	神谷法子	内線	54-0002	
3 予算科目	会計	一般会計	款	10	教育費	
	大事業	2	体育施設整備事業	項	6	保健体育費
	中事業	0		目	2	体育施設費
4 事業費 (当該事業に関する部分のみ)	予算額	143,390,615円		決算額	112,296,800円	
	主な支出 (科目、金額)	工事請負費	112,296,800円			

○事業の内容

5 事業の概要 (誰のために何を行うか)	総合体育館は西尾市を代表する体育館であり、スポーツを楽しむ市民の利用を始め、県大会以上の広域大会、バレーボールVリーグなどのスポーツイベントのほか、成人式などの文化イベントも行われ多くの来館者がある。年間を通して快適な空間でイベントが行えるように空調設備を改修する。平成29年度は武道場などのパッケージエアコンの改修、平成30年度は空調設備自動制御装置の改修、令和元年度は冷温水発生機などの改修を行った。
6 事業の目的、効果	総合体育館は年間100日以上スポーツ大会やイベントが予約されており、計画的に設備改修をすることで安定した開館が出来るようにする。 空調設備のある施設では夏期の熱中症予防対策として安全にスポーツを楽しむ、また、スポーツ観戦などのイベント時には来場者が快適で安全に過ごすことが出来る。

○事業の状況

7 事業を取巻く環境の今後 の変化予測	温暖化による夏期の気温上昇や新型コロナウイルス感染症予防対策として効果的な換気機能を持つ空調設備の改修が求められる。	
8 今後の事業の方向性	方向性	左の「方向性」を選択した理由
	①拡大	開館から27年を迎え、計画的に空調設備を更新してきたが、換気機能を持つ空気調和機は未改修で更新時期は未定である。(3か年実施計画で令和5年度の改修を要望中) 市を代表する体育館として利用者の安全・安心に努め、安定した利用を継続するため、また、令和8年度にアジア競技大会のボクシング競技会場の候補地に内定しており、空気調和機の改修は必須である。
9 事業の問題点	高額な改修費用が必要である。	

教育委員会事業評価表

(評価対象 令和 元 年度)

○事業名及び予算額等

1 事業名	岩瀬文庫企画展示開催事業					
2 担当課名	文化振興課	担当者名	林 知左子	内線	56-2459	
3 予算科目	会計	一般会計	款	10	教育費	
	大事業	1	岩瀬文庫運営事業	項	5	社会教育費
	中事業	0		目	9	岩瀬文庫費
4 事業費 (当該事業に関する部分のみ)	予算額	5,624,000円		決算額	4,899,111円	
	主な支出 (科目、金額)	印刷費	3,245,594円	旅費	68,150円	
		委託料	1,526,377円			
		謝礼	58,990円			

○事業の内容

5 事業の概要 (誰のために何を行うか)	日本の書物文化や古典籍、文化財を学び楽しむすべての人を対象に、企画展示および関連講座等を開催する。
6 事業の目的、効果	企画展示や関連の講座、イベント等を開催して広く一般への普及活動に努める。 我が国が営々と築き上げてきた書物・文字の文化や歴史を様々な切り口でわかりやすくひもとき提示し、古典籍史料、ひいては他に類を見ない“古書ミュージアム”岩瀬文庫の魅力と価値を伝える。

○事業の状況

7 事業を取巻く環境の今後の変化予測	ともすれば「研究者しか利用できない敷居の高いところ」と敬遠されがちな岩瀬文庫や古典籍史料に対し、理解や親しみが深まる。また、西尾市のアイデンティティのひとつとして、岩瀬文庫に愛着を感じ、誇りを持つ。	
8 今後の事業の方向性	方向性	左の「方向性」を選択した理由
	②現状維持	H29 年間入館者数 31,425人 1日平均106人 H30 同 31,905人 同 107人 R01 同 31,586人 同 110人 (※R01は新型コロナ対策のため2月から催し中止、3/15より休館) わずかずつながら入館者は年々増えている。今後はさらに内容を充実させて継続してゆきたい。
9 事業の問題点	一定の固定ファンがついているものの横ばい状態の入館者数を、いかに増やしてゆくかが課題。時事ネタ的な展示テーマを発信した昨年度は例年を2,000人以上上回るペースで増えていたが、新型コロナが深刻化した2月以降急速に落ち込み、また長い休館を余儀なくされた。今後もその影響は続くことと思われる。アフターコロナの博物館のありようを模索しつつ、従来の内容の深化に務めるとともに、これまであまり文庫に縁のなかった層にも訴求するテーマの展示や催しを行い、新規の来館者を増やしたい。	

教育委員会事業評価表

(評価対象 令和 元 年度)

○事業名及び予算額等

1 事業名	吉良図書館・幡豆図書館 公衆無線LAN (Wi-Fi) 導入事業					
2 担当課名	図書館	担当者名	黒野泰明	内線	56-6200	
3 予算科目	会計	一般	款	10	教育費	
	大事業	3	図書館運営事業	項	5	社会教育費
	中事業	0		目	10	図書館費
4 事業費 (当該事業に関する部分のみ)	予算額	935,000円		決算額	798,216円	
	主な支出 (科目、金額)	通信運搬費	466,905円			
		工事請負費	331,311円			

○事業の内容

5 事業の概要 (誰のために何を行うか)	昨今のスマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、利用者自身の端末等から接続できる公衆無線LAN (通称Wi-Fi) 機器を、吉良図書館・幡豆図書館へ整備した。
6 事業の目的、効果	図書館来館時に図書館資料のみでなく、インターネット情報を活用した調査や研究、図書の検索等を利用者自身の端末で行うことができるようになった。なお、図書館でのWi-Fi利用サービスについては、本館では平成27年10月、一色学びの館ではNISHIO Free Wi-Fiを平成30年4月からすでに開始しており、今回の吉良・幡豆図書館の機器導入によって市内のどの図書館でも公衆無線LANサービスを提供できるようになった。

○事業の状況

7 事業を取巻く環境の今後の変化予測	図書館資料の利用とともに、インターネット情報を使用した調査、研究を行う利用者が増加すると考えられる。	
8 今後の事業の方向性	方向性	左の「方向性」を選択した理由
	①拡大	このシステムでは、閲覧のフィルタリングができないため、接続時にはIDとパスワードで利用者を特定できるように管理しているが、大規模災害時には接続時にIDやパスワードを使用せず誰でもインターネットに接続し、情報を入手できるようにしていく。
9 事業の問題点	公衆無線LANを導入した主な理由は、図書館資料以外での調査・研究のためであるが、新型コロナウイルス感染症予防のため、テレワークが浸透しつつある。テレワークのために来館し公衆無線LANを利用する人が増加すると、データ通信量や通信速度、パソコン室の席数などを見直す必要があると思われる。	